

○ 総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する

消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい
う。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げ
る対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章・第一章の二 略〕
〔第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等
略〕

〔第二節 設置及び維持の技術上の基準
第一款 通則（第五条の二・第五条の三）
〔第一款の二 消火設備に関する基準（第五条の四一第二十二条）
〔第二款～第六款 略〕〕

〔第二章の二～第七章 略〕

附則

（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

〔第二条 令第三条第一項第一号ニに掲げる防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。〕

〔一～五 略〕

〔六 建築主事、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの〕

〔七・八 略〕

（防火対象物の点検及び報告）

〔第四条の二の四 略〕

〔2・3 略〕

〔四 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」といふ。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。〕

〔一～四 略〕

〔五 建築基準法第五条第三項に規定する一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの〕

〔六～十五 略〕

改 正 前

目次

〔第一章・第一章の二 同上〕
〔第二章 同上〕
〔第二節 同上〕

〔第一款 消火設備に関する基準（第五条の二～第二十二条）
〔第二款～第六款 同上〕〕

〔第二章の二～第七章 同上〕

附則

（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

〔第二条 同上〕

〔一～五 同上〕

〔六 建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの〕

〔七・八 同上〕

（防火対象物の点検及び報告）

〔第四条の二の四 同上〕

〔2・3 同上〕

〔四 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」といふ。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者とする。〕

〔一～四 同上〕

〔五 建築基準法第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの〕

〔六～十五 同上〕

〔5 略〕

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 〔略〕

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定（第三号に掲げるものにあつては、前項第一号から第四号までの規定）以外の規定を適用しないものとする。

〔一 略〕

二 令第八条第一号に掲げる部分で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

三 令第八条第二号に掲げる部分で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

四 〔略〕
(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 法第八条の二の二第一項の表示は、同条第一項の防火対象物が次の各号に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

〔一 略〕

二 前条に規定する基準に適合していること。

〔2・3 略〕

(防火対象物点検の特例)

第四条の二の八 法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

一 第四条の二の六に規定する基準に適合していること。
〔二～四 略〕

〔2～7 略〕

第一款 通則
(開口部のない耐火構造の壁等)

第五条の二 令第八条第一号に掲げる開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁（以下この条において「耐火構造の壁等」という。）は、次のとおりとする。

〔5 同上〕

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 〔同上〕

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定（第三号に掲げるものにあつては、前項第一号から第四号までの規定）以外の規定を適用しないものとする。

〔一 同上〕

二 開口部のない耐火構造（建築基準法第一条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

〔新設〕

三 〔同上〕
(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 〔同上〕

〔一 同上〕

二 前条第一項に掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。）に適合していること。

〔2・3 同上〕

(防火対象物点検の特例)

第四条の二の八 〔同上〕

一 第四条の二の六第一項に規定する基準に適合していること。
〔二～四 同上〕

〔2～7 同上〕

〔新設〕

一 耐火構造の壁等は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造であること。

二 耐火構造の壁等は、建築基準法施行令第百七条第一号の表の規定にかかわらず、同号に規定する通常の火災による火熱が二時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

三 耐火構造の壁等は、建築基準法施行令第百七条第一号の規定にかかわらず、同号に規定する通常の火災による火熱が二時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が、同号に規定する可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

四 耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から五十センチメートル以上突き出していること。ただし、耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅三・六メートル以上の部分を耐火構造とし、かつ、当該耐火構造の部分が次に掲げるいずれかの要件を満たすものである場合は、この限りでない。

イ 開口部が設けられていないこと。

ロ 開口部に防火戸（建築基準法第二条第九号の二ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）が設けられており、かつ、開口部を二以上設ける場合にあつては、当該開口部相互間の距離が耐火構造の壁等を隔てて九十センチメートル以上離れていること。

五 耐火構造の壁等は、配管を貫通させないこと。ただし、配管及び当該配管が貫通する部分（以下この号において「貫通部」という。）が次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

イ 配管の用途は、原則として給排水管であること。

ロ 配管の呼び径は、二百ミリメートル以下であること。

ハ 貫通部の内部の断面積が、直径三百ミリメートルの円の面積以下であること。

ニ 貫通部を二以上設ける場合にあつては、当該貫通部相互間の距離は、当該貫通部のうち直径が大きい貫通部の直径の長さ（当該直径が一百ミリメートル以下の場合にあつては、二百ミリメートル）以上とすること。

ホ 配管と貫通部の隙間を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）により埋める方法その他これに類する方法により、火災時に生ずる煙を有効に遮ること。

ヘ 配管には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし、当該配管に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

（防火上有効な措置等）

2 第五条の三 令第八条第一号の総務省令で定める防火設備は、防火戸とする。

令第八条第二号の防火上有効な措置として総務省令で定める措置は、次の各号に掲げる壁等

(床、壁その他の建築物の部分又は防火戸をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合させるために必要な措置とする。

一 渡り廊下又は建築基準法施行令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室(廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。)を構成する壁等(建築基準法第二十一条第三項、同法第二十七条第四項(同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。)又は同法第六十一条第二項の規定の適用がある防火対象物の壁等に限る。以下この号及び次号において「渡り廊下等の壁等」という。)次に掲げる基準

イ 渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するも

のであること。
ロ 渡り廊下等の壁等により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。以下「直通階段」という。)が設けられていること。

二 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等 消防庁長官が定める基準

第一款の二 「略」

(防火上有効な措置)

第五条の四 「略」

(避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階)

第五条の五 「略」

(大型消火器以外の消防器具の設置)

第六条 「略」

2 前項の規定の適用については、同項の表中の面積の数値は、特定主要構造部(建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合には、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを難燃材料(建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。)とした防火対象物にあつては、当該数値の二倍の数値とする。

〔3～7 略〕
(屋内消火栓設備に関する基準の細目)
第十二条 屋内消火栓設備(令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

〔一～三の二 略〕

四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備(法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物(以下「特定防火対象

〔3～7 同上〕

(屋内消火栓設備に関する基準の細目)

第十二条 「同上」

〔一～三の二 同上〕

四 「同上」

物」という。)で、延べ面積が千平方メートル以上のもの(第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。)にあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 非常電源専用受電設備は、次の(イ)から(ト)までに定めるところによること。

〔イ〕〔ハ〕 略

(二) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備にあつては、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、窓及び出入り口に防火戸を設けた専用の室に設けること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

〔1〕 略

(2) 屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合において、隣接する建築物若しくは工作物(以下「建築物等」という。)から三メートル以上の距離を有するとき又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられているとき

(ホ) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤は、消防庁長官が定める基準に適合する第一種配電盤又は第一種分電盤を用いること。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場所に設ける場合には、第一種配電盤又は第一種分電盤以外の配電盤又は分電盤を、次の(3)に掲げる場所に設ける場合には、消防庁長官が定める基準に適合する第二種配電盤又は第二種分電盤を用いることができる。

〔1〕 略

(2) 屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上(隣接する建築物等から三メートル以上の距離を有する場合又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられている場合に限る。)

〔3〕 略

〔(ハ)・(ト) 略〕
〔ロ・ホ 略〕

〔五・九 略〕

〔2・3 略〕

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 略

2 令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、特

イ 〔同上〕

〔イ〕〔ハ〕 同上

(二) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備にあつては、不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸(建築基準法第二条第九号の二〇に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)を設けた専用の室に設けること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

〔1〕 同上

(2) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合において、隣接する建築物若しくは工作物(以下「建築物等」という。)から三メートル以上の距離を有するとき又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられているとき

〔同上〕

〔(1) 同上〕

〔(2) 同上〕

(2) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上(隣接する建築物等から三メートル以上の距離を有する場合又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられている場合に限る。)

〔3〕 同上

〔(ハ)・(ト) 同上〕
〔ロ・ホ 同上〕

〔五・九 同上〕

〔2・3 同上〕

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 略

2 令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、主

定主要構造部を耐火構造とした防火対象物（令別表第一（二）項、（四）項及び（五）項口に掲げる防火対象物並びに同表（十六）項に掲げる防火対象物で同表（二）項、（四）項又は（五）項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の部分で、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

3 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

〔一・十の二 略〕

十一 特定主要構造部を耐火構造とした令第十二条第一項第三号及び第十一号の防火対象物（令別表第一（二）項、（四）項及び（十六）項イに掲げるものに限る。）、同条第一項第四号及び第十号の防火対象物並びに同項第十二号の防火対象物（令別表第一（十六）項口に掲げるものに限る。）の階（地階又は無窓階を除く。）の部分（令別表第一（五）項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。）で、前項第一号（令第十二条第一項第三号の防火対象物（令別表第一（十六）項イに掲げるものに限る。）のうち、同表（一）項から（六）項まで又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない十階以下の階に適用する場合にあっては、前項第一号ニ中「三百平方メートル」とあるのは、「四百平方メートル」と読み替えるものとする。）又は第二号に該当するもの

十二 特定主要構造部を耐火構造とした令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物（地階を除く階数が十一以上のものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の同表（七）項、（八）項、（九）項口又は（十）項から（十五）項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの

〔イ・ロ 略〕

（ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等）

第十三条の五 〔略〕

〔2～8 略〕

9 令第十二条第一項第七号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の

例により、設けなければならない。

〔一 略〕

二 スプリンクラーヘッドは、天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。

防火対象物の部分	水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は	一・七メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十

要構造部を耐火構造とした防火対象物（令別表第一（二）項、（四）項及び（五）項口に掲げる防火対象物並びに同表（十六）項に掲げる防火対象物で同表（一）項、（四）項又は（五）項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の部分で、次に掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

〔同上〕

〔一・十の二 同上〕

十一 主要構造部を耐火構造とした令第十二条第一項第三号及び第十一号の防火対象物（令別表第一（二）項、（四）項及び（十六）項イに掲げるものに限る。）、同条第一項第四号及び第十号の防火対象物並びに同項第十二号の防火対象物（令別表第一（十六）項口に掲げるものに限る。）の階（地階又は無窓階を除く。）の部分（令別表第一（五）項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。）で、前項第一号（令第十二条第一項第三号の防火対象物（令別表第一（十六）項イに掲げるものに限る。）のうち、同表（一）項から（六）項まで又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない十階以下の階に適用する場合にあっては、前項第一号ニ中「三百平方メートル」とあるのは、「四百平方メートル」と読み替えるものとする。）又は第二号に該当するもの

十二 主要構造部を耐火構造とした令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物（地階を除く階数が十一以上のものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の同表（七）項、（八）項、（九）項口又は（十）項から（十五）項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの

〔イ・ロ 同上〕

（ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等）

第十三条の五 〔同上〕

〔2～8 同上〕

〔一 同上〕

二 スプリンクラーヘッドは、天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。

防火対象物の部分	水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は	一・七メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十

		取付け面の高さ		感知器の種別
火対象物又はその部分	その他構造の防部分	四メートル未満	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその他の構造の防部分	
五十	九十	ルメートル未満	平方メートル未満	差動式スポット型 一種
四十	七十	ルメートル未満	平方メートル未満	差動式スポット型 二種
五十	九十	ルメートル未満	平方メートル未満	補償式スポット型 一種
四十	七十	ルメートル未満	平方メートル未満	補償式スポット型 二種
四十	七十	ルメートル未満	平方メートル未満	定温式スポット型 特種
三十	六十	ルメートル未満	平方メートル未満	定温式スポット型 一種
十五	二十	ルメートル未満	平方メートル未満	定温式スポット型 二種

感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から○・四メートル（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては〇・六メートル）以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積（多信号感知器にあつては、その有する種別に応じて定める床面積のうち最も大きい床面積。第四号の三及び第七号において同じ。）につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設けること。

感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から○・四メートル差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては○・六メートル）以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。以下同じ。）ことに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積（多信号感知器にあつては、その有する種別に応じて定める床面積のうち最も大きい床面積。第四号の三及び第七号において同じ。）につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

器具を設置する部分		その他の部分	三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、○・七五とする。）以下
特定主要構造部を耐	火構造とした防火対象物以外のもの		
特定主要構造部を耐	火構造とした防火対象物以外のもの	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、○・九とする。））以下	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、○・九とする。））以下
火構造としたもの	二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、一とする。））以下	二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、一とする。））以下	二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、一とする。））以下

		器具を設置する部分
	他の部分	三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、○・七五とする。）以下
主要構造部を耐火構造とした防火対象物以外のもの	主要構造部を耐火構造としたもの	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十一条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、○・九とする。））以下
主要構造部を耐火構造としたもの	二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、一とする。））以下	

		取付け面の高さ			
		四メートル未満	四メートル		
		構造とした防火対象物又はその部分	主要構造部を耐火		
火対象物又はその他の構造の防					
五十	九 十	ル メー ト	平 方	一 種	型 差動式スポット
四十	七 十	ル メー ト	平 方	二 種	補償式スポット
五十	九 十	ル メー ト	平 方	一 種	定温式スポット型
四十	七 十	ル メー ト	平 方	二 種	
四十	七 十	ル メー ト	平 方	特 種	
三十	六 十	ル メー ト	平 方	一 種	
十五	二 十	ル メー ト	平 方	二 種	

口 感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から○・四メートル（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては○・六メートル）以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積（多信号感知器にあつては、その有する種別に応じて定める床面積のうち最も大きい床面積。第四号の三及び第七号において同じ。）につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設けること。

差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、次に定めるところによる。」と。

〔一・1〕 [回上]

(自動火災報知設備の感知器等)
第二十三条　【略】

(自動火災報知設備)
第二十三条 「同上」

四メートル以上 八メートル未満	四メートル未満	部分
火対象物又はその部分	火対象物又はその部分	耐火構造とした防火対象物又はその部分
三十	四十五	三十五
二十五	四十五	三十五
三十	三十五	三十五
二十五	三十五	三十五
二十五	三十	三十
十五		

四 差動式分布型感知器（空気管式のもの）は、次に定めるところによること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 感知器は、感知区域の取付け面の各辺から一・五メートル以内の位置に設け、かつ、相対する感知器の相互間隔が、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては九メートル以下、その他の構造の防火対象物又はその部分にあつては六メートル以下となるよう設けること。ただし、感知区域の規模又は形状により有効に火災の発生を感知することができるときは、この限りでない。

〔ニ・ホ 略〕

四の二 差動式分布型感知器（熱電対式のもの）は、次に定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、七十二平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）以下の場合にあつては四個以上、七十二平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）を超える場合にあつては四個に十八平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、二十二平方メートル）までを増すことに一個を加えた個数以上の熱電対部を火災を有効に感知するよう設けること。

〔ハ・ニ 略〕

四の三 差動式分布型感知器（熱半導体式のもの）は、次に定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積の二倍の床面積以下の場合にあつては二個（取付け面の高さが八メートル未満で、当該表で定める床面積以下の場合にあつては、一個）以上、当該表で定める床面

四メートル以上 八メートル未満	四メートル未満	部分
火対象物又はその部分	火対象物又はその部分	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分
三十	四十五	三十五
二十五	四十五	三十五
三十	三十五	三十五
二十五	三十五	三十五
二十五	三十	三十
十五		

四 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 感知器は、感知区域の取付け面の各辺から一・五メートル以内の位置に設け、かつ、相対する感知器の相互間隔が、主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては九メートル以下、その他の構造の防火対象物又はその部分にあつては六メートル以下となるよう設けること。ただし、感知区域の規模又は形状により有効に火災の発生を感知することができるときは、この限りでない。

〔ニ・ホ 同上〕

四の二 「同上」

〔イ 同上〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、七十二平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）以下の場合にあつては四個以上、七十二平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）を超える場合にあつては四個に十八平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、二十二平方メートル）までを増すことに一個を加えた個数以上の熱電対部を火災を有効に感知するよう設けること。

〔ハ・ニ 同上〕

四の三 「同上」

〔イ 同上〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積の二倍の床面積以下の場合にあつては二個（取付け面の高さが八メートル未満で、当該表で定める床面積以下の場合にあつては、一個）以上、当該表で定める床面

積の二倍の床面積を超える場合にあつては二個に当該表で定める床面積までを増すことに一個を加えた個数以上の感熱部を火災を有効に感知するよう設けること。

取付け面の高さ

取付け面の高さ		感知器の種別
八メートル未満	八メートル以上	
特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	一種
その他の構造の防火対象物又はその部分	その他の構造の防火対象物又はその部分	二種
八メートル未満	八メートル以上	
十五メートル未満	十五メートル未満	
三十	五十	

〔ハ・ニ 略〕

五 定温式感知線型感知器は、次に定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに取付け面の各部分から感知器のいずれかの部分までの水平距離が、特種又は一種の感知器にあつては三メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、四・五メートル）以下、二種の感知器にあつては一メートル（特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、三メートル）以下となるように設けること。

〔六・九 略〕

〔5～9 略〕

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次に該当するときは、当該階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文中「百人」を「二百人」に、「三百人」を「四百人」に、「三百人」を「六百人」に読み替えて算出して得た数以上とする。

一 特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

二 直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものが二以上設けられていること。

〔2 略〕

3 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で特定主要構造部を耐火構造としたものに次に該当する渡り廊下が設けられている場合は、当該渡り廊下が設けられている階に設置する避難器具の個

積の二倍の床面積を超える場合にあつては二個に当該表で定める床面積までを増すことに一個を加えた個数以上の感熱部を火災を有効に感知するよう設けること。

取付け面の高さ

取付け面の高さ		感知器の種別
八メートル未満	八メートル以上	
主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	一種
その他の構造の防火対象物又はその部分	その他の構造の防火対象物又はその部分	二種
八メートル未満	八メートル以上	
十五メートル未満	十五メートル未満	
三十	五十	

〔ハ・ニ 同上〕

五 「同上」

〔イ 同上〕

ロ 感知器は、感知区域ごとに取付け面の各部分から感知器のいずれかの部分までの水平距離が、特種又は一種の感知器にあつては三メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、四・五メートル）以下、二種の感知器にあつては一メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、三メートル）以下となるよう設けること。

〔六・九 同上〕

〔5～9 同上〕

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条 「同上」

一 主要構造部を耐火構造としたものであること。

二 避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下「直通階段」という。）で、避難階段又は特別避難階段が二以上設けられていること。

〔2 同上〕

3 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造としたものに次に該当する渡り廊下が設けられている場合は、当該渡り廊下が設けられている階に設置する避難器具の個

の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前二項の規定により算出して得た数から当該渡り廊下の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、前項後段の規定を準用する。

〔一～三 略〕

4 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で特定主要構造部を耐火構造としたものに避難橋を次に該当する屋上広場に設けた場合において、当該直下階から当該屋上広場に通じる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられているときは、当該直下階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前三項の規定により算出して得た数から当該避難橋の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

〔一～三 略〕

5 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一 令別表第一(一項から八項までに掲げる防火対象物にあつては次のイからへまでに、同表(九項から十一項までに掲げる防火対象物にあつては次のイ、ニ、ホ及びヘに、同表(十二項及び十五項に掲げる防火対象物にあつては次のイ、ホ及びヘに該当すること。

イ 特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

「ロ～ヘ 略」

二 次のイ及びロに該当すること。

イ 特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

「ロ 略」

三 次のイからニまでに該当すること。

イ 特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

「ロ～ニ 略」

〔6 略〕

7 令第二十五条第一項第三号及び第四号に掲げる防火対象物の階（令別表第一(一項及び四項に掲げる防火対象物の階を除く。）が、特定主要構造部を耐火構造とした建築物の次の各号に該当する屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる。

〔一～三 略〕

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二 略]

2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に

数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前二項の規定により算出して得た数から当該渡り廊下の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、前項後段の規定を準用する。

〔一～三 同上〕

4 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造としたものに避難橋を次に該当する屋上広場に設けた場合において、当該直下階から当該屋上広場に通じる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられているときは、当該直下階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前三項の規定により算出して得た数から当該避難橋の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

〔一～三 同上〕

5 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

「ロ～ヘ 同上」

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

「ロ 同上」

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

「ロ～ニ 同上」

三 〔同上〕

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

「ロ～ニ 同上」

〔6 同上〕

7 令第二十五条第一項第三号及び第四号に掲げる防火対象物の階（令別表第一(一項及び四項に掲げる防火対象物の階を除く。）が、主要構造部を耐火構造とした建築物の次の各号に該当する屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる。

〔一～三 同上〕

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

共団体の条例で定める資格)を有する者

〔五〕十 略

〔八 略〕

(防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

第五十一条の五 令第四十七条第一項第四号に掲げる防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

〔一〕五 略

六 建築主事、建築副主事(一級建築士試験に合格した者に限る。)又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上の防火管理の実務経験及び一年以上の防災管理の実務経験を有するもの

〔七・八 略〕

(防災管理点検の表示)

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項及び第二項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第一項柱書き中「同条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、同項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第一号中「前条に規定する基準」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第二」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「法第八条の二の二第二項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の権原を有する者の氏名」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔五〕十 同上

〔八 同上〕

(防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

第五十一条の五 「同上」

六 建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上の防火管理の実務経験及び一年以上の防災管理の実務経験を有するもの

〔七・八 同上〕

(防災管理点検の表示)

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項及び第二項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第一項柱書き中「同条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、同項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第一号中「前条に規定する基準」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第二」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「法第八条の二の二第二項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の権原を有する者の氏名」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。

（排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条 排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十一年総務省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

(排煙設備に代えて用いることができる加圧防排煙設備)

第二条 次の各号に適合する防火対象物又はその部分において、令第二十八条の規定により設置し、及び維持しなければならない排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等は、加圧防排煙設備（消防隊による活動を支援するために、火災が発生した場合に生ずる煙を有効に排除し、かつ、給気により加圧することによって、当該活動の拠点となる室への煙の侵入を防ぐことのできる設備であつて、排煙口、給気口、給氣機等により構成されるものをいう。以下同じ。）とする。

〔一 略〕

二 特定主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。）が、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。）であること。

〔三・四 略〕

〔2・3 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改 正 前

(排煙設備に代えて用いることができる加圧防排煙設備)

第二条 「同上」

二 主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。）であること。

〔三・四 同上〕

〔2・3 同上〕

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分で、消防法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第七号）による改正前の消防法施行令第八条の規定の適用を受けていたものについては、この省令による改正後の消防法施行規則第五条の二の規定は、適用しない。